

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
平成18年度	人 739,080	千円 525,864,453	千円 4,769,488	千円 131,668,324	% 25.0	% 24.0

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費					一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	事業費支弁職員給	計 B		
平成18年度	人 13,812	千円 59,070,624	千円 10,770,219	千円 24,031,540	千円 3,983,471	千円 97,855,854	千円 7,085	千円 7,596

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

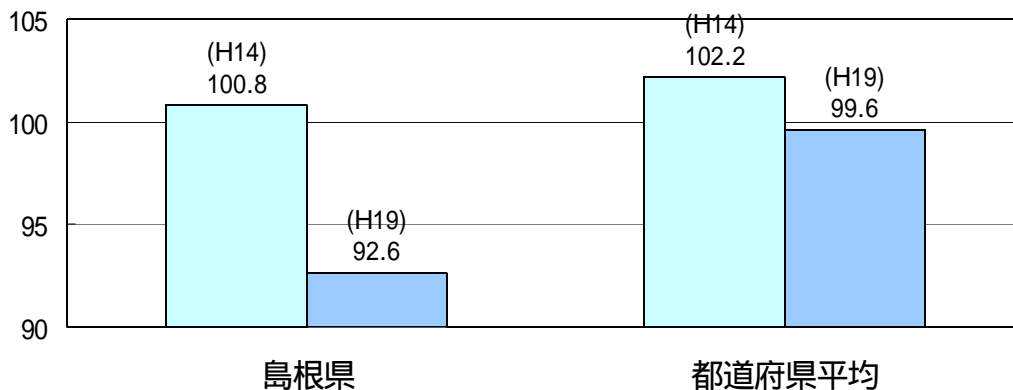
2 「職員数」は、平成18年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）及び職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）（以下これらを「特例条例」という。）に基づき、平成20年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
知事	20%	20%
副知事・出納長	15%	15%
常勤の監査委員	15%	15%
病院事業管理者	15%	15%
教育長	15%	15%
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 92.6

(平成19年4月1日現在)

(注) 平成19年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(2) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成19年度	円 378,000	円 386,437 (362,740)	円 ▲8,437 (15,260) (4.21%)	% 0.14	% 0.14	% 0.35

(注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2 「公務員給与」及び「較差」の下段の()内は、特例条例による減額後の額及び率である。

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成19年度	月 4.02	月 4.45 (4.19)	月 ▲0.43 (▲0.17)	月 ▲0.2	月 4.25 (4.35)	月 4.50

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 「公務員支給月数」及び「較差」の下段の()内は、特例条例による減額後の支給月数である。

3 「年間支給月数」の下段の()内は、管理職手当非受給職員の年間支給月数である。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	43.8歳	333,748円	391,918円	361,343円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
都道府県平均	43.6歳	354,147円	436,429円	396,019円

(イ) 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	48.0歳	311人	344,970円	379,436円	356,234円
うち守衛	48.5歳	5人	326,011円	379,005円	346,100円
うち用務員	48.7歳	57人	338,903円	374,683円	357,840円
うち自動車運転手	49.9歳	45人	344,370円	395,215円	367,467円
うち電話交換手	55.1歳	8人	383,203円	415,069円	397,613円
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円

都道府県平均	47.9歳	575人	338,849円	393,549円	371,181円
--------	-------	------	----------	----------	----------

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	42.8歳	369,274円	426,511円
都道府県平均	44.4歳	401,470円	469,882円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.2歳	376,629円	429,970円
都道府県平均	43.8歳	389,710円	452,184円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	41.3歳	331,461円	444,285円	360,431円
国	42.0歳	332,446円	—	379,710円
都道府県平均	40.7歳	344,824円	493,047円	390,204円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	170,200円 (159,988円)	170,200円
	高校卒	138,400円 (130,096円)	138,400円
技能労務職 (免許職)	高校卒	151,000円 (141,940円)	—
技能労務職 (非免許職)	高校卒	145,100円 (136,394円)	—
高等学校教育職	大学卒	190,500円 (179,070円)	—
小・中学校教育職	大学卒	190,500円 (179,070円)	—
警察職	大学卒	195,000円 (183,300円)	197,700円
	高校卒	162,800円 (153,032円)	156,200円

(注) 「島根県」の下段の()内は、特例条例による減額後の額である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	249,800円	297,397円	352,228円
	高校卒	202,493円	253,708円	291,687円

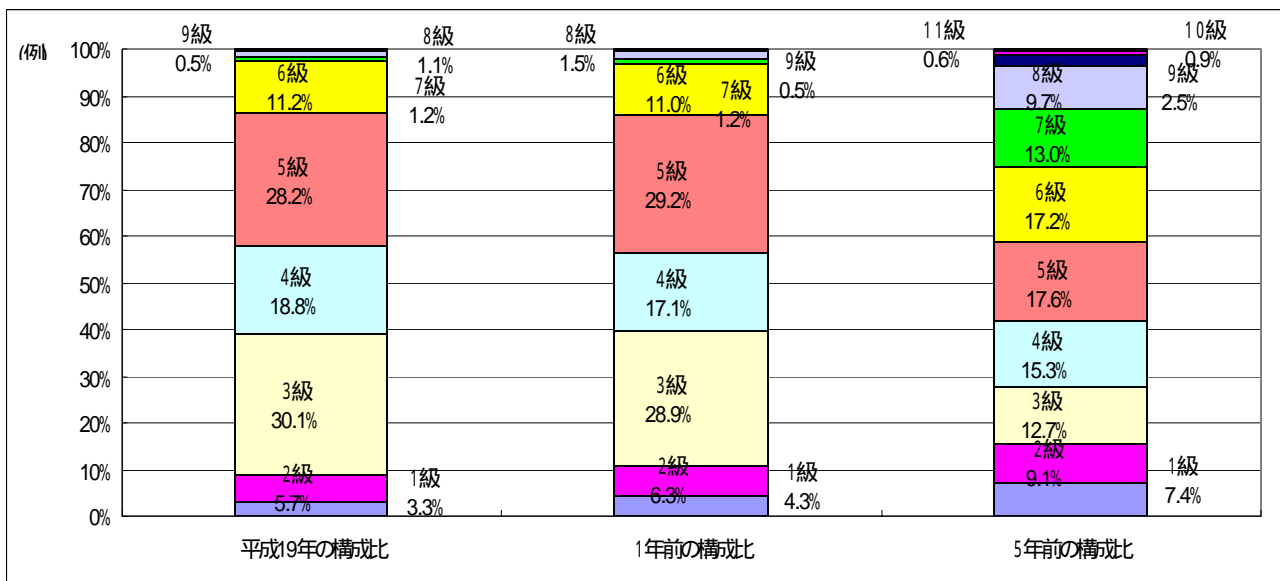
技能労務職	高校卒	210,767円	241,996円	286,261円
高等学校教育職	大学卒	279,293円	330,598円	365,294円
小・中学校教育職	大学卒	285,538円	332,237円	362,657円
警察職	大学卒	269,780円	310,075円	361,374円
	高校卒	236,899円	277,214円	340,948円

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	131人	3.3%
2級	主任主事、主任技師	225人	5.7%
3級	主任	1,189人	30.1%
4級	企画員	742人	18.8%
5級	グループリーダー	1,114人	28.2%
6級	課長	443人	11.2%
7級	課長	49人	1.2%
8級	次長	43人	1.1%
9級	部長	18人	0.5%

- (注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



- (注) 平成18年に11級制から9級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

イ 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として管理職手当の支給を受けない一般職員に対して勤務成績の評定を実施。</p> <p>なお、平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施しており、平成17年11月から一般職についても試行を開始。</p> <p>2 昇給への勤務成績の反映状況</p> <p>所属長からの内申書に基づき、昇給区分を決定。</p> <p>なお、人事評価の結果は、管理職の勤勉手当の成績率には反映させているが、昇給への反映については、管理職及び一般職ともに未実施である。</p>
--

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県	国
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,763千円	—
（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 （1.6）月分 （0.75）月分	（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 （1.6）月分 （0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

<p>1 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として管理職手当の支給を受けない一般職員に対して勤務成績の評定を実施。</p> <p>なお、平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施し、平成17年11月から一般職についても試行を開始。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況</p> <p>管理職については、平成18年6月期より上記人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定。</p> <table border="1" data-bbox="327 1680 1037 1982"> <thead> <tr> <th rowspan="2">相対区分</th> <th rowspan="2">分布割合</th> <th colspan="2">成績率（支給月数）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※6月期、12月期とも</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>部次長級</th> <th>課長級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>10%以内</td> <td>1.02月</td> <td>0.85月</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>30%以内</td> <td>0.965月</td> <td>0.78月</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>60%以内</td> <td>0.91月</td> <td>0.71月</td> </tr> <tr> <td>不良</td> <td>—</td> <td>0.91月以下</td> <td>0.71月以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、一般職については、人事評価が試行中のため、成績率に差を設けず、一律の支給（6月期、12月期とも72.5/100）を行った。</p>	相対区分	分布割合	成績率（支給月数）		※6月期、12月期とも				部次長級	課長級	I	10%以内	1.02月	0.85月	II	30%以内	0.965月	0.78月	III	60%以内	0.91月	0.71月	不良	—	0.91月以下	0.71月以下
相対区分			分布割合	成績率（支給月数）																						
	※6月期、12月期とも																									
		部次長級	課長級																							
I	10%以内	1.02月	0.85月																							
II	30%以内	0.965月	0.78月																							
III	60%以内	0.91月	0.71月																							
不良	—	0.91月以下	0.71月以下																							

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
5,384千円 28,039千円					

（注）「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度）		35,384千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）		484,716円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	25人	14%	14%
大阪府大阪市	10人	12%	12%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	9人	5%	5%
岡山県岡山市	1人	3%	3%
上記以外の市町村	13,428人	0%	0%
医師・歯科医師	46人	12%	12%
平均支給率		11.8%	11.8%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域・職種	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	18%	18%
大阪府大阪市	15%	15%
愛知県名古屋市	12%	12%
広島県広島市	10%	10%
岡山県岡山市	3%	3%
医師・歯科医師	15%	15%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度）	445,761千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	61,055円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	52.9%
手当の種類（手当数）	63
代表的な手当の名称	教員特殊業務手当
	教育業務連絡指導手当
	夜間特殊業務手当（警察業務）
	死体取扱手当
	捜査特別手当
	教員特殊業務手当
	教育業務連絡指導手当

	支給額の多い手当	警ら手当
		捜査特別手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）

（参考） 本県で支給されている特殊勤務手当の種類、内容、支給実績等については、下記アドレスにも掲載しておりますので、参照してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/kaikaku/kyuuyo/index.data/h18tokkin.pdf>

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度）	2,198,109千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	159千円
支給実績（平成17年度）	2,272,844千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度）	161千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,917,090	円 217,851
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間2,500円	同じ	—	千円 628,210	円 190,887
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,270,274	円 103,510
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）	千円 309,025	円 299,153
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 39,798	円 1,170,522
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 992,977	円 635,709

特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署 に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の 月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)× 4%~16%	同 じ	—	千 円 215,082	円 450,906
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴 って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2% ~6%	同 じ	—	千 円 121,160	円 187,264
へ き 地 手 当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%~25%			千 円 425,806	円 386,745
へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、 当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2%~4%			千 円 57,700	円 155,108
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事 する教育職員に支給 支給額 給料月額の10%			千 円 49,508	円 423,146
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業 等に従事する教育職員に支給 支給額 給料月額の10%			千 円 122,434	円 412,236
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小・中・高・盲・ろう・養護学校に勤務する教育 職員に支給 最高支給限度額 20,200円			千 円 1,282,435	円 157,586
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 164,735	円 74,507
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前 5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 67,856	円 58,750
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円~30,000円	同 じ	—	千 円 450,747	円 136,590
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,00 0円)	同 じ	—	千 円 8,558	円 62,926
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千 円 41,880	円 189,502
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措				

災害等派遣手当	置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円		実績なし	実績なし
---------	---	--	------	------

(6) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知事	1,024,000円 (1,280,000円)
	副知事	850,000円 (1,000,000円)
	出納長	718,250円 (845,000円)
報酬	議長	768,000円 (960,000円)
	副議長	709,750円 (835,000円)
	議員	654,500円 (770,000円)
期末手当	知事	(平成18年度支給割合)
	副知事	3.35月分
手当	議長	(平成18年度支給割合)
	副議長	3.35月分
退職手当	知事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副知事	128万円×在職月数×0.6 3,686.4万円 任期毎
	出納長	100万円×在職月数×0.43 2,064万円 任期毎
	備考	84.5万円×在職月数×0.3 1,216.8万円 任期毎

(注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人) (各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成19年	平成18年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部	議 会	23	24	▲ 1	事務事業の見直し 大学独法化業務終了 課税機能強化 障害児(者)施設の民間委託、福祉事務所廃止縮小 政策医療医師配置 事務事業の見直し 公共事業の削減 事務事業の見直し 公共事業の削減
		総 務	607	640	▲ 33	
		税 務	130	129	▲ 1	
		民 生	275	292	▲ 17	
		衛 生	463	441	▲ 22	
		労 働	71	72	▲ 1	
		農 林 水 産	1,040	1,065	▲ 25	
	商 工 土 木	171	178	▲ 7		
	計	937	954	▲ 17		
	計		3,717	3,795	▲ 78	(参考:人口10万人当たり職員数 502.92人)
部 門	教育部門		8,026	8,277	▲ 251	生徒数減による学級数の減少
	警察部門		1,778	1,751	27	パトロール体制の強化
	小 計		13,521	13,823	▲ 302	(参考:人口10万人当たり職員数1,829.44人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院		845	860	▲ 15	地方公営企業法の全部適用による組織改編 事務事業の見直し 事務事業の見直し
	水 道		29	32	▲ 3	
	下 水 道		21	22	▲ 1	
	そ の 他		67	67	0	
小 計		962	981	▲ 19		
合 計			14,483 [15,393]	14,804 [16,123]	▲ 321 [▲ 730]	(参考:人口10万人当たり職員数1,959.60人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

イ 職員の任免に関する状況

(ア) 平成19年度及び平成18年度の職種別採用者数

職種		区分	平成19年度			平成18年度		
			H19. 4. 1			H18. 4. 1 H18. 4. 2 ～H19. 3. 31		
一般行政職			36人			30人		
警察職			71			51		
高等学校教育職			40			45		
小中学校教育職			78			58		
その他	海事職		3			1		
	研究職		5			4		
	医療職		10			38		
	技能労務職							
	その他		52			12		
計			295			239		
						127		

- (注) 1 職種区分は、「平成19年度地方公務員給与実態調査」による。
 2 職種区分の「その他」のうちの、「その他」とは、県立大学教員、企業局職員等である。
 3 職種区分の「一般行政職」及び「医療職」のうちの「H18. 4. 2～H19. 3. 31」には、育休代替職員を含む（一般行政職31名、研究職2名及び医療職5名）。

(イ) 平成18年度職種別事由別離職者数

(単位：人)

職種		区分	合計	定年退職	勸奨退職	定年前希望退職	普通退職	その他				
								分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	再任用後の離職者
一般行政職			133	26	45	35	23		1		3	
警察職			87	32	12	13	25				5	
高等学校教育職			74	30	7	7	21		1		2	6
小・中学校教育職			153	64	20	29	35		1		2	2
その他	海事職		2				1				1	
	研究職		7	5		2						
	医療職		95	10	17	25	42				1	
	技能労務職		25	15	4	3	3					
	その他		30	5	9	6	8				2	
計			606	187	114	120	158		3		16	8

- (注) 1 職種区分は「平成19年度地方公務員給与実態調査」による。
 2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、県立大学教員、企業局職員等である。
 3 「勸奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて離職することをいう。
 4 「定年前希望退職」とは、年度末年齢55歳から58歳までの者で、島根県早期退職特例制度の適用を受けて離職することをいう。
 5 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。
 6 「分限免職」とは、地方公務員法第28条第1項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。
 7 「懲戒免職」とは、地方公務員法第29条第1項の事由により懲戒処分を受けて離職する

ことをいう。

8 「失職」とは、職員が法定の欠格事項（地方公務員法第16条各号（第3号を除く。）に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当して離職することをいう。

9 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。

ウ 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	32人	255人	612人	1,083人	1,650人	1,762人	1,820人	2,142人	2,076人	1,646人	1,384人	21人	14,483人

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

(ア) 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
15,013人	13,742人	1,271人	8.5%

(参考1) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）」により作成した「県行政に関する集中改革プラン」における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	総定員（一般行政部門＋特別行政部門＋公営企業等）ベースで8.5%の減

(参考2) 平成17年3月に策定公表した1,000人の定員削減計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	

平成15年4月1日	平成24年4月1日	一般行政部門及び特別行政部門（教員、警察官等を除く。）で1,000人の純減（▲20%）
-----------	-----------	---

オ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		平成17年 計画始期	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成18年～19年 計	（参考） 数値目標H22
一般行政	職員数	3,917	3,795	3,717	—	3,460
	増 減		▲122	▲78	▲200(43.86%)	▲457
教 育	職員数	8,379	8,277	8,026	—	7,562
	増 減		▲102	▲251	▲353(43.21%)	▲817
警 察	職員数	1,755	1,751	1,778	—	1,758
	増 減		▲4	27	23(-)	3
公営企業 等 会 計	職員数	962	981	962	—	962
	増 減		19	▲19	0(-)	0
計	職員数	15,013	14,804	14,483	—	13,742
	増 減		▲209	▲321	▲530(41.73%)	▲1,271

（注）1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

2 （ ）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(8) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(ア) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の給与については、島根県企業局職員の給与の特例に関する規程（平成15年島根県公営企業管理規程第3号）に基づき、平成20年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程度の削減を行うこととしている。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a)決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	（参考） 平成17年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成18 年度	千円 1,061,986	千円 333,690	千円 260,046	% 24.5	% 23.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18 年度	人 31	千円 125,244	千円 26,105	千円 52,840	千円 204,189	千円 6,587	千円 7,857

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県（水道事業）	42.8歳	339,406円	530,689円
団体平均	45.3歳	404,239円	653,434円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県（水道事業）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,651千円		1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,763千円	
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成19年4月1日現在）

島 根 県（企業局職員）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		28,526千円	1人当たり平均支給額		5,384千円 28,039千円

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成16年度から平成18年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給総額（平成18年度）	1,214千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	71,411円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	53.1%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当

夜間特殊業務手当

(参考) 本県で支給されている特殊勤務手当の種類、内容、支給実績等については、下記アドレスにも掲載しておりますので、参照してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/kaikaku/kyuuyo/index.data/h18tokkin.pdf>

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度)	6,437千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)	201千円
支給実績(平成17年度)	6,139千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度)	192千円

(f) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 5,398	円 245,341
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 1,284	円 160,500
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 3,697	円 127,491
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)	千円 1,296	円 324,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 3,334	円 666,854
特勤勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給	同じ	—	実績なし	実績なし

	支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,814	円 129,558
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,632	円 135,978
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円~30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に占める職員給与費比率
平成18年度	千円 246,625	千円 ▲64,779	千円 39,198	% 15.9	% 17.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18年度	人 6	千円 19,039	千円 7,262	千円 5,118	千円 31,419	千円 5,237	千円 7,286

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県(工業用水道事業)	37.5歳	299,808円	436,728円
団体平均	45.3歳	387,272円	606,347円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(工業用水道事業)	島根県
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,272千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,763千円

(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

島根県 (企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 28,526千円			1人当たり平均支給額 5,384千円 28,039千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成16年度から平成18年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給総額 (平成18年度)	342千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度)	85,580円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)	66.7%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(参考) 本県で支給されている特殊勤務手当の種類、内容、支給実績等については、下記アドレスにも掲載しておりますので、参照してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/kaikaku/kyuuyo/index.data/h18tokkin.pdf>

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成18年度)	2,089千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度)	348千円
支給実績 (平成17年度)	1,202千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度)	200千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度)

扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 408	円 136,000
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間2,500円	同じ	—	千円 324	円 324,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 534	円 133,500
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 612	円 152,934
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 463	円 115,795
宿日直	支給額(勤務1回につき)	同じ	—	実績なし	実績なし

手当	2,100円～30,000円				
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円）	同じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に占める職員給与費比率
平成18年度	千円 1,205,850	千円 112,180	千円 448,915	% 37.2	% 36.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,080
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
平成18年度	人 51	千円 207,636	千円 48,512	千円 87,073	千円 343,221	千円 6,730	

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県（電気事業）	42.7歳	342,512円	539,063円
団体平均	40.8歳	368,002円	587,939円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（電気事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,643千円		1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,763千円	
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成19年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分

最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額		28,526千円	1人当たり平均支給額	5,384千円	28,039千円

(注) 「島根県(企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成16年度から平成18年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給総額(平成18年度)	2,266千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)	78,152円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	54.7%
手当の種類(手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(参考) 本県で支給されている特殊勤務手当の種類、内容、支給実績等については、下記アドレスにも掲載しておりますので、参照してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/kaikaku/kyuuyo/index.data/h18tokkin.pdf>

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度)	18,829千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)	355千円
支給実績(平成17年度)	14,784千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度)	274千円

(f) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 7,533	円 221,570
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 1,715	円 190,500
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 5,138	円 119,498

	交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる （国：距離により6,000円～45,000円）	千円 2,016	円 336,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 5,202	円 866,938
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	—	円 158	円 157,604
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,865	円 106,108
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,425	円 121,264
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の給与については、島根県病院局職員の給与の特例に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第7号）に基づき、平成20年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%

上記以外の職員	6%	6%、3%
---------	----	-------

b 定員適正化目標

平成19年3月に「島根県病院事業中期計画」を策定。今後の医療機能の見直し、平成20年2月の湖陵病院の新病院開院後の状況、平成20年の診療報酬改定、中央病院の7対1看護基準の導入計画の策定等を踏まえて、平成20年度に見直すこととしている。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成18 年度	千円 18,904,333	千円 527,244	千円 8,080,426	% 42.7	% 39.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成18 年度	人 828	千円 3,199,084	千円 1,318,130	千円 1,334,013	千円 5,841,227	千円 7,055	千円 7,492

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
島根県 (病院 事業)	医 師	45.9歳	555,743円
	看 護 師	35.4歳	279,493円
	事務職員	41.7歳	337,460円
団 体	医 師	43.2歳	546,714円
	看 護 師	37.4歳	319,836円
平 均	事務職員	43.3歳	378,305円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（病院事業）	島根県
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,561千円	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,763千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成19年4月1日現在）

島根県（病院事業）	島根県
-----------	-----

(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 3,238千円 26,464千円			1人当たり平均支給額 5,384千円 28,039千円		

(注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度)		70,263千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)		610,981円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	12%	96人	0%
県内全市町村	0%	749人	0%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域・職種	支給率	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	15%	0%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(d) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給総額(平成18年度)	215,515千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)	292,026円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	88.4%
手当の種類(手当数)	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当

(参考) 本県で支給されている特殊勤務手当の種類、内容、支給実績等については、下記アドレスにも掲載しておりますので、参照してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/kaikaku/kyuuyo/index.data/h18tokkin.pdf>

(e) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度)	356,374千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)	426千円
支給実績(平成17年度)	338,876千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度)	425千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ	-	千円	円

	配偶者以外の扶養親族 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円			74,247	194,873
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	千円 70,617	円 228,535
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 51,475	円 80,555
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)	千円 552	円 276,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 294,244	円 2,581,087
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～137,700円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 36,320	円 864,752
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給 支給額(特設公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)×4%～16%	同じ	—	千円 1,180	円 235,937
特勤手当に準ずる手当	特設公署又は準特設公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 442	円 88,424
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 9,251	円 35,857
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 69,647	円 140,702
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千円 65,955	円 370,533

管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,00 0円）	同 じ	—	千 円 10	円 10,000
------------------------------	---	-----	---	-----------	-------------